

放課後児童健全育成施設の設備及び運営基準の概要

項目	国基準の内容	従/参	市基準案
従事する者 (職員)	<p>事業所ごとに放課後児童支援員を置く</p> <p>【放課後児童支援員の資格】</p> <p>次のいずれかに該当する者であり、知事が行う研修を修了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育士・社会福祉士の資格、教員免許を有する者 ○2年以上児童福祉事業に従事した者 ○大学（大学院、海外の大学含む）において、社会福祉学・心理学・教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業（大学院進学）した者 ○高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者 <p>※すでに従事している職員については、経過措置あり。</p>	従	<p>国基準のとおり</p> <p>(参考) 本市の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導員 教員免許、保育士・看護師・保健師資格のいずれかが必要 ○指導員補助 特になし
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ○支援の単位ごとに職員2人以上配置。うち1人以上は有資格者とする。 ○小規模クラブ（20人未満）については、2人以上を原則とするが、併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可。ただし、専任職員は有資格者とする。 	従	<p>国基準のとおり</p> <p>(参考) 本市の現状</p> <p>指導員40人で職員1人、指導員補助20人で職員1人を配置。配慮を必要とする子どもの受入等については職員加配。</p>

利用定員	<p>1つの集団（クラス）の規模は概ね40人までとする。</p>	<p>参</p>	<p>国基準のとおりが望ましいが、現在40人を超えるアフタースクールが複数あり、40人定員を採用すると新たな待機を発生させることになるため、経過措置を設ける。（附則第2条第2項）</p> <p>（参考）本市の現状 （定員）社100人、滝野東100人、東条東50人。他は40人以下。</p>
施設・設備	<p>○専用区画（遊び及び生活の場、静養するための区画）を設ける ○専用区画の面積は児童1人あたりおおむね1.65㎡以上とする。</p>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
開所日数	<p>年間250日以上を原則とする。</p>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p> <p>（参考）本市の現状 （開設日）月～金曜日、長期休業中等（年間約250日）</p>

開所時間	平日 3 時間以上、休日 8 時間以上を原則とする。	参	国基準のとおり (参考) 本市の現状 ○月～金曜日…授業終了後から午後 6 時 ○長期休業中等…午前 9 時 3 0 分から午後 6 時
災害対策	必要な設備を設けるとともに、定期的に訓練を行う。	参	国基準のとおり
運営規定	事業所ごとに、次に掲げる重要事項を定めなければならない。 ①事業の目的・運営の方針 ②職員の職種、人数・職務の内容 ③開所している日・時間 ④支援の内容・利用者の保護者が負担する額 ⑤利用定員 ⑥通常の実施地域 ⑦利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時の対応 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他事業運営上の重要事項	参	国基準のとおり

秘密保持	○職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。	参	国基準のとおり
苦情対応	○苦情受付窓口を設置等、必要な措置を講じなければならない。 ○行った支援に関して市から指導・助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行わなければならない。	参	国基準のとおり
保護者との連絡	常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	従	国基準のとおり
関係機関との連携	市・児童福祉施設・利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参	国基準のとおり
事故対応	速やかに市・利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	参	国基準のとおり

市独自基準	一般原則として暴力団排除の条項を追加 (「加東市における暴力団排除の推進に関する条例」の推進)
-------	--